

奈良県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年九月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
江田 佑介	えだ整骨院 生駒市俵口町四五一―一	平成二十八年六月三十日
石山 彩乃	えだ整骨院 生駒市俵口町四五一―一	平成二十八年六月三十日
奥田 真也	はなまる整骨院 生駒市あすか野南二丁目一― 六	平成二十八年七月三十一日